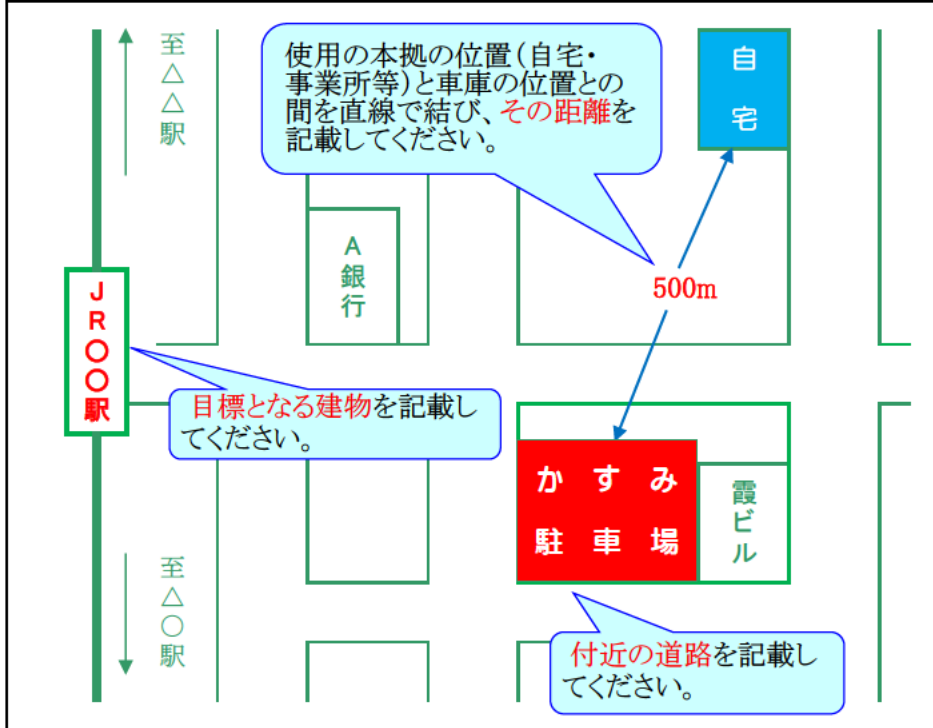


【 保 管 場 所 所 在 図 ・ 配 置 図 】 の 記 載 例

留 意 事 項

- 次に該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・ 「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・ 自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、または届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。(平成23年7月19日から適用)
- 上記に該当する場合でも「配置図」の記載は省略できません。

所 在 図 記 載 欄
(記載を省略できる場合があります。)



配 置 図 記 載 欄
(記載を省略することはできません。)

